

土地・家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧

市は、平成17年度の固定資産縦覧帳簿を、資産税グループ(市役所本庁舎2階)0798・35・326、塩瀬・山支所内の税務管理グループ(0797・61・0048)で縦覧します。

【縦覧帳簿記載項目】土地：所在、地番、地目、地積、価格(評価額)、家屋

市は、平成17年度の固定資産縦覧帳簿を、種類、構造、床面積、価格(評価額)を、資産税グループ(市役所本庁舎2階)0798・35・326、塩瀬・山支所内の税務管理グループ(0797・61・0048)で縦覧します。

【縦覧期間】4月1日(土)～5月31日(土)日曜、祝日を除く)の午前9時～午後5時15分

【縦覧範囲】土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿、自己資産以外の資産課税台帳に価格を登録した旨が公示された日から納税通知書を受け取った日以後60日までの間

土地や家屋の価格(評価額)についても縦覧可能

【縦覧対象者】固定資産税の納税者(所有者)かその代理人

【持参するもの】運転免許証や健康保険証、前年度分納税通知書など本人と確認できるもの。また、代理人の場合は必ず委任状持参を

縦覧期間に限らず可能です

固定資産課税台帳の閲覧等

固定資産課税台帳の閲覧および価格等の証明については、縦覧期間に限らずいつでも、納税者本人の閲覧

【閲覧場所】資産税グループ(0798・35・326)、塩瀬・山支所内の税務管理グループ(0797・61・0048)

なお、証明は税務管理グループ(市役所本庁舎2階)塩瀬・山支所内、鳴尾・瓦木・甲東支所、アクタ

および証明のほか、土地・家屋の借地・借家人等の人も、関係する固定資産の課税台帳を閲覧することや、証明を受け取ることが可能です。

【閲覧期間】4月1日(土)～5月31日(土)日曜、祝日、年末年始を除く)午前9時～午後5時15分

【閲覧場所】資産税グループ(0798・35・326)、塩瀬・山支所内の税務管理グループ(0797・61・0048)

なお、証明は税務管理グループ(市役所本庁舎2階)塩瀬・山支所内、鳴尾・瓦木・甲東支所、アクタ

固定資産課税台帳閲覧可能対象者一覧

対象固定資産	閲覧できる人
当該納税義務にかかる固定資産	固定資産税の納税義務者
当該権利の目的である土地	土地について賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われているものに限る)を有する人 例 借地人
当該権利の目的である家屋およびその敷地である土地	家屋について賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われているものに限る)を有する人 例 借家人
当該権利の目的である固定資産	固定資産の処分をする権利を有する一定の人 例 破産管財人等

【適用要件など】被災家屋を解体または売買などの処分をしていること

被災家屋は市外も可

被災家屋は新築・中古のいずれも可。また、損壊した家屋の一部を解体撤去し、その部分に増築を行った場合、その増築部分は代替家屋とみなします。代替家屋は原則として被災家屋と同じ用途に限り、代替家屋の所有者が次のいずれかであること 被災家屋の所有者本人 被災家屋の所有者の相続人 被災家屋の所有者の3親等内の親族(被災家屋の所有者本人の居住のために、本人に代わって住宅を建てた場合に限る) 被災家屋の所有者(法人)の合併により設立された合併法人

被災家屋の所有者：平成7年1月16日現在の所有者

被災家屋が賃貸家屋の場合、借家人は所有者要件に該当しないので、この特例の適用はありません

固定資産税 住宅用地の 課税標準特例

居住用家屋の敷地(住宅用地)については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例措置が設けられています(下表参照)。

住宅用地の特例は、本来は固定資産税(土地)の賦課期日である1月1日において、住宅用家屋(人の居住の用に供する家屋)の敷地として利用されている土地に適用されます。住宅用地として利用されていない土地に比べ、税額が大幅に軽減されることとなります。この特例措置は、原則として当該土地が1月1日に住宅用家屋の敷地として利用されている場合にのみ適用されるもので、新

住宅用地にかかる課税標準の特例措置

	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 (住宅用地のうち、一戸あたり200㎡までの部分)	価格の6分の1	価格の3分の1
一般住宅用地 (住宅用地のうち、一戸あたり200㎡を超える部分)	価格の3分の1	価格の3分の2

たに住宅の建築が予定されている土地や住宅が建築中の土地にはこの特例措置の適用がありません。

なお、毎年送付する納税通知書の課税明細書には「住宅用地」または「一部住宅用地」と記載してあります。

問合せは資産税グループ(0798・35・322)1へ。

固定資産の縦覧など

平成17年度の固定資産の縦覧帳簿の縦覧や固定資産税の課税特例などについてお知らせします。

震災被災家屋の代替家屋

固定資産税 などを軽減

市は、震災により滅失・損壊した家屋(被災家屋)の代わりに取得した家屋(代替家屋)の固定資産税と都市計画税を次のとおり軽減します。

該当する人は資産税グループ(0798・35・322)へ申告してください。

代替家屋は平成7年1月17日から17年3月31日まで

【軽減内容】代替家屋にかかる税額のうち、被災家屋の課税床面積相当分について最初の4年度間は2分の1減額、その後2年度間は3分の1減額されます。

適用期間は、代替家屋の取得後6年間です。

震災被災住宅用地

課税標準の特例を 平成17年度も継続

市は、平成7年1月1日現在に住宅用地の認定を受けていた土地で、阪神・淡路大震災により住宅が滅失したり取り壊されたとき、固定資産税・都市計画税に

ついては、住宅が建築されることなく同一の所有者などが引き続き所有している場合、17年度においても引き続き住宅用地であるものとみなして、「住宅用地の課税標準の特例」が適用されます。ただし、貸駐車場など別の用途に使用していない場合に限ります。

この特例は現在、17年度までの措置ですが、19年度(震災復興区画整理事業施工中の地区内の土地については22年度)まで期間延長の予定です。

問合せは資産税グループ(0798・35・322)1へ。

休日納税相談

3月19・20日に実施

市は、滞納市税の早期収納を図るため、催告を続けています。

普段、勤務などの関係で納税相談の連絡困難な人や、事情によりまだ納付していない人のために、3月19・20日の午前9時から午後5時まで納税グループ(市役所本庁舎2階)0798・35・323(3)で、休日納税相談を行います。当日は正面玄関からお入りください。また、市のホームページ(アドレスはページ下参照)でも市税や納税について案内しています。

産業廃棄物の収集運搬

車体表示などが 4月から義務化に

廃棄物処理法施行規則等が改正され、平成17年4月1日以降は、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)を収集運搬する場合、次のとおり、車両にかかる表示と書面の備え付けが義務付けられます。

なお、許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者だけでなく、自己の産業廃棄物を自ら運搬する事業者も対象になります。

問合せは産業廃棄物対策課(0798・35・327)へ。詳細は市のホームページ(アドレスはページ下参照)にも掲載されています。

《収集運搬車両に
表示すべき事項》

産業廃棄物の収集運搬業者(法人名)、住所、産業廃棄物の種類・数量、積載日、積載事業場の名称・所在地、連絡先、運搬先事業場の名称・所在地、連絡先

自己運搬の場合：氏名(法人名)、住所、産業廃棄物の種類・数量、積載日、積載事業場の名称・所在地、連絡先、運搬先事業場の名称・所在地、連絡先

《車両に備え付ける書面の内容》

車である旨の表示、氏名(法人名)、許可番号下6ケタ(産業廃棄物収集運搬業者の場合)は約5センチ以上、は約3.2センチ以上の文字を使用

《車両に備え付ける書面の内容》

引越しの多い3月 住民異動届受付の 窓口が混雑します

例年3月は、引越しにもなう転出届や転居届など住民異動届が非常に多く、受付窓口が大変混雑します。受付に時間がかかることがありますので、ご了承ください。

特に月曜日は混雑しますので、待ち時間を少しでも短くするため、住民異動の届け出はできるだけ月曜日は避けるよう、お願いいたします。

なお、住民異動届は、市民窓口グループ(市役所本庁舎1階)、各支所・市民

消費生活 あ・れ・こ・れ

「跡を絶たない架空請求にご注意」

ハガキや封書による身に覚えのない請求(架空請求)に対して無視するよう「とお知らせしていますが、最近、マスコミが「悪質業者が裁判を起す場合がある」と報道しました。裁判を起す場合は、裁判所(差出人は裁判所、公証人に限る)で届けられるので、郵便受けに入れられないまま、

判所からの少額訴訟の訴状や支払督促の送達であれば、必ず、郵便配達員が「裁判所」と印刷された封書を直接手渡しする「特別送達」(差出人は裁判所、公証人に限る)で届けられるので、郵便受けに入れられないまま、

文面に「裁判」や「訴訟」などと書いてあり、内容を問い合わせる場合には、裁判所等の電話番号、所在地を電話帳などで確認してからにしましょう。

問合せは消費生活センター(0798・64・099)へ。